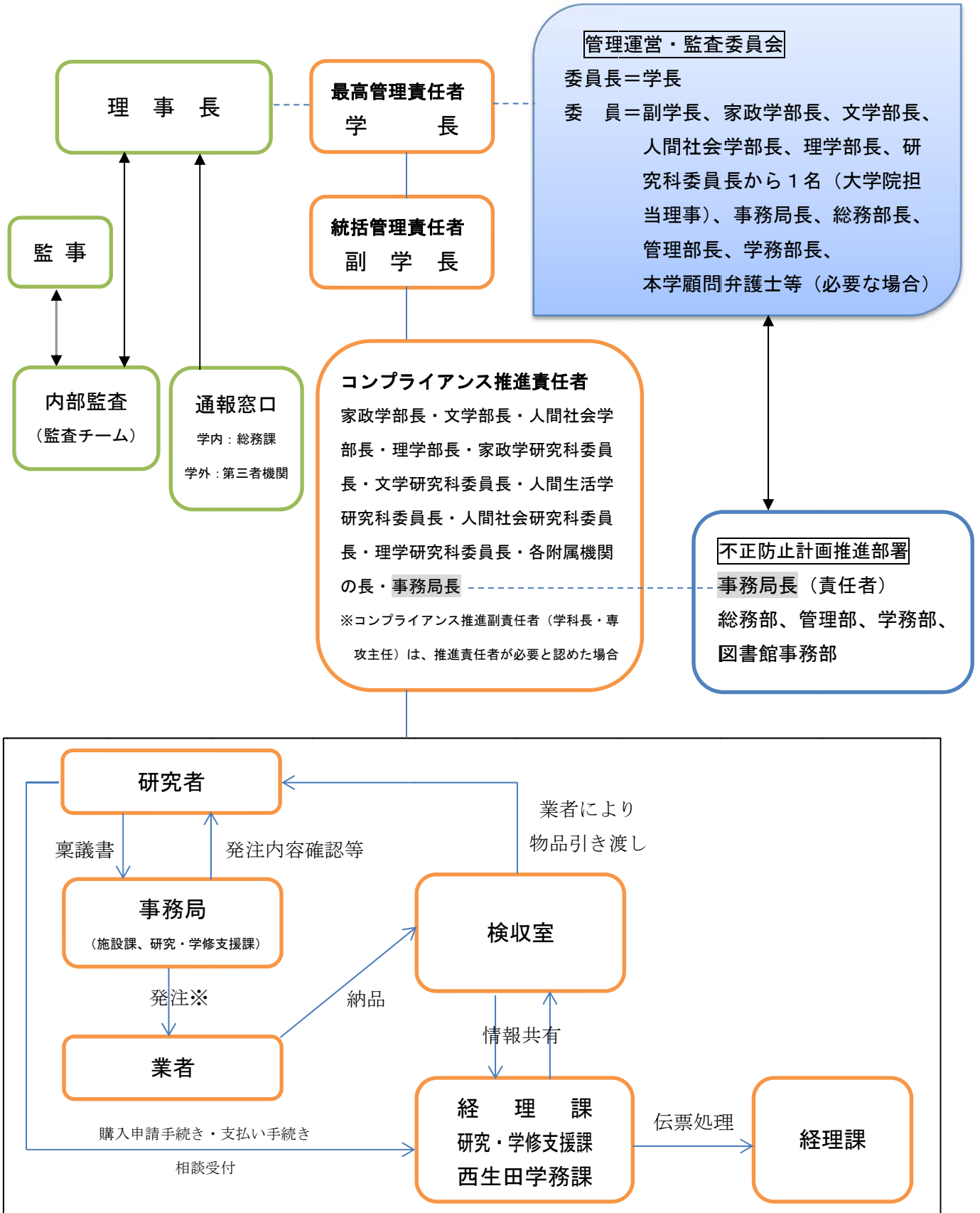


日本女子大学公的資金研究費の管理運営・監査規程に基づく体制図

平成 27 年 4 月 1 日改定



※ 競争的資金については、原則として事務局で発注。10万円未満の物品等は研究者発注を可としている。学内研究費については、1件につき10万円以上の物品購入については事前の学内決裁手続きを必要とし、1件につき50万円以上の購入の際は事務部門からの発注及び、注文書・契約の取り交わしを実施